平成２７年（フ）第１５０号
青森県三戸郡田子町大字田子字七日市52番地の５、前住所岩手県二戸市金田一字八ツ長166番地１
債務者　小笠原麻美
１　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市松崎地生63番地２　市営鶴巻住宅67号
債務者　熊谷　律子
１　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第６１号
秋田県大館市御成町３丁目７番17―56号　サンシャインマンション、前住所盛岡市山岸６丁目２番10号　うすゆき荘103号
債務者　阿部　忠弘
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４７号
福島県西白河郡矢吹町井戸尻411番地
債務者　星　　直彦
１　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
福島県東白川郡矢祭町大字東舘字並木27番地
債務者　鈴木　達也
１　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
福島県いわき市好間町上好間字空山11番地の６
債務者　岩塚由美子
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第７４号
茨城県鹿嶋市大字泉川1553番地１（大阪富士工業㈱ラ・パンシオン114）
債務者　縁工務店　原実こと　寺口　長久
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第４０２号
新潟市東区宝町10番24号
債務者　伊原　　武
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０３号
新潟市東区宝町10番24号
債務者　伊原　直人
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１１号
新潟市西区山田2805番地　レジデンスサンナイ109
債務者　五十嵐富士吉
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３１号
新潟市中央区女池西１丁目１番３号　サンライズ・アベニューＡ102号
債務者　小林真奈美
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
石川県七尾市千野町モ部８番地
債務者　松岡　法子
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第３０８号
山梨県甲府市善光寺２丁目２番14号
債務者　堀井　美雪
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
長野県松本市波田9837番地３　コリーナハウスＡ棟
債務者　植原　隆宏
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６３号
長野県駒ヶ根市東伊那2319番地１
債務者　原　　健文
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１９６号
三重県鈴鹿市池田町1325番地　パテリッシアＰａｒｔⅡ305号
債務者　赤羽根　修
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９７号
三重県鈴鹿市西条７丁目32番地　プレジャーハイツ２Ｂ
債務者　林田好江マリナこと　ＨＡＹＡＳＨＩ　ＤＡ　ＭＡＲＩＮＡ　ＹＯＳＨＩＥ
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
津地方裁判所破産係